

税務相談会のご案内

開催日：平成23年8月10日(水)、24日(水)

午後2時～5時

場 所：税理士法人 岡本会計事務所

ご希望の方は必ず、開催日の前週、金曜日
までにお電話にてご予約ください。

ご予約の際、相談内容の概要をお知らせく
ださい。

〒561-0812 豊中市北条町2-6-3

Tel:06-6336-1088 Fax:06-6333-4919 (担当:岡)

サービスの内容

お客様の税務問題にお応えするための月に二度の無料税務相談会。

相談員：後藤昌司税理士、前田敦子税理士

事業を行っていたり、不動産を売買する時等、税務の知識を持っていないと思われぬ税負担となったりすることが多々あるようです。

そのような問題を防ぐために、皆様が気軽に相談できる場を開設いたしました。お知り合いの方々の税務問題も含め、ご利用下さい。

後藤税理士の税務Q & A

岡本会計事務所税務相談会にてよくお受けする質問を、簡単に毎月ご紹介していきます。

Q

消費税の免税制度の改正について教えてください。

A

これまで個人事業者の開業時や資本金が1000万未満の新設法人については2年間、消費税が免税となっていました。

今回の改正では、1年目はこれまで通り免税ですが、その1年目上半期の課税売上高等が1000万を超える場合には、2年目から消費税の課税事業者となり、1年間免税期間が減ることとなります。

適用開始は平成25年の事業開始からとなります。また既に事業をしている場合も前年上半期の課税売上高等で当期の課税事業者の判定がされることとなります。